商品概要説明書

フリーローン (一般型A)

(平成31年4月1日現在)

商品名	JAフリーローン (一般型A)
ご利用いただける方	○JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満71歳未満の方。 ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度 税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本 人またはご家族の持ち家であること。)。 ○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
資金使途	 ○その他 J Aが定める条件を満たしている方。 ○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上5年以内とします。なお、JA住宅ローンをご利用していただい ている方は、6か月以上7年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に

	増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額
	の 50%以内、1 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○JAが指定する保証機関(石川県農業信用基金協会)の保証をご利用いたた
	きますので、原則として保証人は不要です。
	○20 歳未満の方の場合は、JAが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証
	人となっていただきます。
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(0.95%、1.00%、1.20%
	のいずれか。)。
	【お借入利率 4.000%、お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料
	(0.95%) (例)】
	お借入期間 1年 2年 3年 4年 5年
	保証料(円) 5,159 9,999 14,902 19,864 24,893
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合
手数料	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…●●円
	②一部繰上返済の場合…●●円
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は●●円の
	条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	組合本支店(所)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に
	対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図りま
	す。
苦情処理措置および	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け
紛争解決措置の内容	ております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用
	できます。JAバンク相談所にお申し出ください。
	なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。
	金沢弁護士会(電話:076-221-0242)
その他	○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審
	査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問レ
	合わせください。